

令和 6 年 6 月 20 日

釜石市議会 議長様

母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情

陳情者

住所：〒116-0014 東京都荒川区東日暮里

6-54-4 メゾンドール 403

電話：080-2139-5225 5252

氏名：チョウ イチブン

張一文

陳情の趣旨：

1.人道的な立場から、不当な扱いを受けている母の境遇にご関心をお持ちいただき、一刻も早く救出すべく、駐日中国大使館（03-3403-3388）、在中国日本大使館（+86 10 8531 9800）及び日本の外務省（03-3580-3311）に働きかけてください。

2.国に「王乖彦さんの早期救出を求める意見書」を提出してください。

陳情の理由：

私は張一文と申します。10年前留学のため中国宝鶏から来日しました。今は東京都に住みメディアに勤務しています。中国で逮捕拘留されている母・王乖彦の救援にご協力賜りたく、お願いを申し上げます。

母、王乖彦は 61 歳で、陝西省宝鶏市に住んでいます。2024 年 4 月 11 日に、母が友達の家にいた際、法輪功を修煉していることを理由に現地の警察に押し入られ、強制連行され、現在宝鶏市第二留置場（電話：86-917-3572694）に拘束されています。

元々体が弱い母は 34 歳（私は 5 歳）の時、病院で心室性期外収縮と診断され、多くの医学専門家に診てもらいましたが、改善しませんでした。1998 年に、父の同僚に法輪功を紹介され、「真、善、忍」の教えに関心した母は法輪功を始めました。幸運なことに母は奇跡的に快復しただけでなく、その後二十数年に渡り、一度も病院に行くことなく、健康を維持してきました。

しかし、1999 年 7 月 20 日、当時の国家指導者、江沢民は、嫉妬心から法輪功への残酷な迫害を開始しました。拷問迫害による死亡者は、身元が確認できた人数だけでも 5000 人以上に達しており、実際の人数は統計することすらできないと言われています。2023 年、陝西省では、少なくとも 215 人の法輪功学習者が迫害を受けています。そのうち、2 人が死亡し、63 人が不法に収容され、13 人が不法に逮捕され、12 人が不法に裁判にかけられ、47 人が不法に家宅捜索され、63 人が嫌がらせを受け、4 人が放浪生活を余儀なくされ、1 人が精神病院に収容されています。また、大連市長であった薄熙来は法輪功学習者から生きたまま臓器摘出を行うことを考え、それを瞬く間に全国に広め、臓器摘出から遺体の販売まで一貫して行う殺人産業を形成し、地球上にかつてない邪悪を造り出しました。

中国共産党政府の血に染まった手によって、健康体となった母から臓器が奪われる可能性さえあります。そして母が一日でも長く拘留されれば、その分拷問に遭うリスクも高くなるのです。

私は母と一緒に法輪功を修煉していたため、もし日本から中国に帰れば、飛行機から降りた途端に逮捕される恐れがあります。そのため、この 10 年間、親族が亡くなった時も中国に帰ることができませんでした。母の不法逮捕によって、悲しみと不安と無力感に苛まれている私に、どうかお力を貸しくださいますよう、切にお願い申し上げます。



王乖彦さんの早期救出を求める意見書（案）

チョウ イチブン

張一文さんは 10 年前に留学のため来日し、今は東京都に住みメディアに勤務しています。張さんの母親の王乖彦さんは以前、心筋炎や心室性期外収縮で入院し、そのために、張さんの父親の体重は 2 ヶ月で 15 キロも落ちました。医者だった王乖彦さんは手を尽くしましたが、治りませんでした。1998 年に法輪功を修煉し始めたところ、2 人とも病気が治り、それ以来 26 年間、健康を維持しています。以前は病気の苦しみのために怒りっぽかった張さんの両親は、穏やかで優しくなり、仲睦まじくなりました。

しかし、中国共産党政権は 1999 年 7 月 20 日から法輪功に対しての弾圧を始めました。王乖彦さんは、張一文さんが 7 歳の時からその弾圧で何回も逮捕されて監禁されました。今回警察は、2024 年 4 月 11 日に王乖彦さんが他の学習者の家にいたところを不法に連行して陝西省宝鸡市第二留置場に拘束しました。

1999 年以来、中国で拷問や迫害により死亡した法輪功学習者は、身元が確認できた人数だけでも 5,010 人以上に達していて、実際の人数は統計することすらできないと言われています。

現在、留置所に拘束されている王乖彦さんの親族は今でも彼女に面会することさえ許されていません。今、張一文さんの母親、王乖彦さんの身には重大な危機が迫っています。

よって、国におかれましては、人道的見地に立って在日会社員の張一文さんの母親、王乖彦さんの早期救出に全力を尽くすよう強く要望します。

地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出いたします。

令和 6 年 6 月 4 日

○○○○○議会議長 ○○ ○○

宛先：

衆議院議長	額賀 福志郎 様
参議院議長	尾辻 秀久 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様
総務大臣	松本 剛明 様
外務大臣	上川 陽子 様
国家公安委員長	松村 祥史 様
警察庁長官	露木 康浩 様